

# 大切なお知らせ

平成29年4月10日

お客さま各位

茨城県信用組合

## キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (ニセ電話詐欺防止対策)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在の「ニセ電話詐欺」や「還付金詐欺」等の詐欺事件は、高齢者の方が多く被害に遭われ、全国的にもその被害が後をたたないのが現状です。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、キャッシュカードによる振込機能の一部利用を制限させていただくこととしました。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

平成29年3月31日現在で、過去1年以上キャッシュカードによるATM振込をされていない70歳以上のお客さま。

※ 今後は毎年12月31日現在で上記条件となる方といたします。

#### 2. 振込制限内容

対象となるお客さまについては、1,000円を超えるATMからの振込を制限させていただきます。

※ キャッシュカードによるお預入れ、お引き出しは、従来どおりご利用いただけます。

#### 3. 対応開始日

平成29年4月24日(月)

#### 4. 対象となるお客さまでキャッシュカードによる振込取引を希望される場合

平日の営業時間内にキャッシュカードとお届け印、本人確認書類をご持参のうえ、当組合窓口へお申し出ください。

ご本人確認のうえ、お振込みを可能とさせていただきます。

以上